



あなたの家は大丈夫？

津久見市木造住宅耐震化促進事業

耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

津久見市では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断と耐震改修にかかる費用の一部を補助します。(補助対象:「昭和56年5月31日以前」に建てられた木造住宅)

耐震アドバイザー派遣

建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、耐震に関する相談などに応じます。(木造以外のマンションにも派遣できます。)

費用は無料です。

●窓口：大分県建築士事務所協会
TEL097-537-7600

耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

- 補助金額 診断にかかる補助金額
- 自己負担額 5,500円(診断審査手数料)
- 募集戸数 2戸

※家の形が複雑、築年数が極端に古いなどの場合、別途費用がかかる場合もあります。

耐震改修

住宅を補強し、地震に対する安全性を高める工事に対して、工事費の補助を行います。また、補強設計費及び工事監理費も含まれます。

改修の方法は以下の3種類から選べます。

- ①全体耐震改修
住宅全体の評点(地震に対する強さを表すもの)

を1.0以上とする改修工事を対象とします。

- 補助金額 改修費用の2/3(上限80万円)
(※要件により上限100万円)

- 募集戸数 2戸

②段階的耐震改修

将来、住宅全体の評点を1.0以上とすることを前提に、住宅全体の評点を0.7以上とする改修工事もしくは2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする改修工事を対象とします。

- 補助金額 改修費用の2/3(上限60万円)
- 募集戸数 1戸

③耐震シェルター改修(県に登録したメーカーのみ対象)

居室の内部に頑丈な箱のようなもの(シェルター)を設置し、建物が倒壊しても安全な空間を確保する工事が対象です。

- 補助金額 設置工事費用の2/3(上限30万円)
- 募集戸数 1戸

●募集期間 5月9日(月)～5月31日(火)

※6月以降は先着順です
※その他要件があります。詳しくはお問い合わせください

●申込・お問い合わせ

津久見市役所 まちづくり課
TEL0972-82-4111(内線370)

老朽化により倒壊の恐れがある建築物を解体する費用の一部を補助します

津久見市危険空き家等除却事業

津久見市では、市内に存在する危険空き家等を除却することにより市民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、危険空き家等を除却する経費の一部を補助します。

- 補助金額 補助対象経費(除却工事費×8/10)の1/2(上限50万円)
- 補助対象 老朽度判定基準の評点が100点以上であるもの など その他要件があります。
- 募集期間 5月9日(月)～5月31日(火) ■募集戸数 6戸(予定)

詳しくは、津久見市役所 まちづくり課 までお問い合わせください。
TEL82-4111(内線356)